

岡山県軽費老人ホーム利用料等取扱規程

「社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例」（平成 24 年岡山県条例第 59 号。以下「条例」という。）第 16 条第 1 項第 1 号及び第 3 項並びに附則第 7 条第 1 項第 1 号及び第 3 項により都道府県知事が定めることとされた「サービスの提供に要する費用」及び「生活費」の額を次のとおり定める。

なお、岡山市及び倉敷市を除く地域における「サービスの提供に要する費用」においては、「老人保護措置費に係る支弁額等の改定及び養護老人ホーム等の適切な運営について」（令和 6 年 1 月 11 日老高発 0111 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）及び「老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例等について」（令和 6 年 3 月 26 日事務連絡）に定めるところに準じて、勤務する職員の処遇改善を図るため、令和 6 年 4 月以降について、サービスの提供に要する費用の補助基準額に 0.61%を加算する。また、令和 6 年 6 月以降について、サービスの提供に要する費用（民間施設給与等改善費を除く）の補助基準額に追加で 1.16%を乗じて加算すること。

ただし、特定施設入居者生活介護の指定を受けている軽費老人ホームの場合、特定施設入居者生活介護の対象となる利用者分のサービスの提供に要する費用の補助基準額については 1.16%を加算しないこと。

第 1 軽費老人ホーム及び軽費老人ホーム A 型

1 サービスの提供に要する費用

サービスの提供に要する費用は、基本額に各種加算額等を加えた額とする。

(1) 基本額

基本額は、別表第一に定める額とする。

(2) 各種加算額等

ア 寒冷地加算

加算額は、別表第二の左欄に定める地域に所在する施設を対象として、同表右欄に定める額とする。

イ ボイラー技士雇上費

ボイラー技士雇上費は、ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和 47 年労働省令第 33 号）第 1 条第 1 号の規定によるボイラーを設置しており、当該ボイラーを取り扱うためにボイラー技士の免許を受けた者を 1 年間継続して雇い上げることが明らかな施設を対象とし、201,500 円を定員で除して得た額（月額）とする。

ウ 入所者処遇特別加算

入所者処遇特別加算は、高齢者等を非常勤職員として雇用している施設であって、「入所者処遇特別加算費の取り扱いについて」（平成 2 年 6 月 18 日社施第 86 号厚生省社会局長、大臣官房老人保健福祉部長通知）に定めるところに準じて認定された施設を対象とし、次により算出した額（月額）とする。

$$1,016,000 \text{ 円の範囲内の額} \div \text{定員} \times 12$$

エ 単身赴任手当加算

単身赴任手当加算は、職員のうち単身赴任者が存する施設であって、「生活保

護施設等における単身赴任手当の加算について」(平成2年6月18日社施87号厚生省社会局長、大臣官房老人保健福祉部長通知)に定めるところに準じて単身赴任手当加算を必要とするものと認定された施設を対象とし、同通知に掲げる額を当該施設の定員で除して得た額とする。

オ 施設機能強化推進費

施設機能強化推進費は、施設機能の充実強化を推進している施設であって、「社会福祉施設における施設機能強化推進費の取扱いについて」(昭和62年7月16日社施90号厚生省社会局長通知)に定めるところに準じて施設機能強化推進費を必要とする者と認定された施設を対象とし、次により算出した額とする。

$$750,000 \text{ 円の範囲内の額} / \text{定員} \times 12$$

カ 民間施設給与等改善費

民間施設給与等改善費は、地方公共団体の経営する施設以外の施設(ただし、昭和46年7月16日社庶第121号厚生省社会局長通知、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等の経営施設を除く。)であって、「社会福祉施設における民間施設給与等改善費の取扱いについて」(昭和63年5月27日社施第84号厚生省社会局長通知)に定めるところに準じて民間施設給与等改善費の加算を必要とするものと認定された場合に算定するものとし、「サービスの提供に要する基本額(月額)」、「寒冷地加算」、「ボイラー技士雇上費」、「事務用冬期採暖費」、「入所者処遇特別加算」、「単身赴任手当加算」、「施設機能強化推進費」の合算額に、同通知に定めるところにより決定された加算率を乗じて得た額(円未満切捨て)とする。

なお、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設については、特定施設入居者生活介護の対象者について、共通職員のみにより算定した民間施設給与等改善費を算定し、それ以外の入所者との単価と区分して用いること。

2 生活費

生活費は、別表第三の額を上限とする。

別表第一 サービスの提供に要する費用のうち、基本額(入所者1人当たり月額)

1 軽費老人ホーム(表中「取扱定員」は「施設整備費補助金等を受けて設置した創設又は増築時点の床数」をいう。2において同じ)

(1) 軽費老人ホーム単独設置で条例第11条第1項第3号の介護職員を配置する場合

取扱定員	令和8年4月以降適用	
	4/100	左記以外
人	円	円
20	141,400	130,600
21- 30	94,700	87,500
31- 40	83,100	76,500
41- 50	74,000	68,200
51- 60	62,600	57,600
61- 70	59,200	54,400
71- 80	52,000	47,800

81- 90	51, 400	47, 300
91-100	46, 300	42, 600
101-110	44, 600	41, 000
111-120	41, 000	37, 700
121-130	41, 600	38, 200
131-140	38, 800	35, 600
141-150	37, 400	34, 300

(注) 地域区分は、次によること。

4/100 は、人事院規則 9－49 別表第一に掲げる級地区分が五級地とされている地域とする。

(2) 軽費老人ホーム単独設置で条例第 11 条第 8 項により介護職員 1 名を配置しない場合

取扱定員	令和 8 年 4 月以降適用	
	4/100	左記以外
人	円	円
20	118, 200	109, 300
21- 30	79, 300	73, 300
31- 40	71, 400	66, 000
41- 50	64, 700	59, 700
51- 60	54, 900	50, 500
61- 70	52, 500	48, 400
71- 80	46, 100	42, 500
81- 90	46, 200	42, 600
91-100	41, 900	38, 500
101-110	40, 500	37, 200
111-120	37, 300	34, 200
121-130	38, 100	35, 000
131-140	35, 500	32, 500
141-150	34, 300	31, 400

(注) 地域区分は別表第一の 1 (1) に同じ

(3) 他の社会福祉施設等を併設している軽費老人ホームで条例第 11 条第 1 項第 3 号の介護職員を配置する場合

取扱定員	令和 8 年 4 月以降適用	
	4/100	左記以外
人	円	円
10-14	145, 700	135, 100
15-19	97, 600	90, 500
20-29	92, 600	85, 600
30	67, 200	62, 200
31-40	62, 300	57, 500
41-50	50, 100	46, 300

51-60	42,000	38,700
61-70	36,100	33,400
71-80	31,800	29,400
81-90	33,600	31,000
91-100	30,300	28,000
101-110	29,400	27,100
111-120	27,000	24,900
121-130	28,800	26,500
131-140	26,900	24,800
141-150	26,200	24,100

(注)地域区分は別表第一の1(1)に同じ

- (4) 他の社会福祉施設等を併設している軽費老人ホームで条例第11条第8項により介護職員1名を配置しない場合

取扱定員	令和8年4月以降適用	
	4/100	左記以外
人	円	円
10-14	99,200	92,500
15-19	66,500	62,100
20-29	69,500	64,500
30	51,600	47,900
31-40	50,700	47,000
41-50	40,800	37,700
51-60	34,200	31,600
61-70	29,600	27,300
71-80	25,900	24,100
81-90	28,400	26,200
91-100	25,700	23,800
101-110	25,300	23,300
111-120	23,300	21,400
121-130	25,300	23,300
131-140	23,600	21,800
141-150	23,100	21,200

(注)地域区分は別表第一の1(1)に同じ

- (5) 特定施設入居者生活介護の指定を受けた単独設置の軽費老人ホームで条例第11条第1項第2号の生活相談員を配置する場合(入居者共通分)

取扱定員	令和8年4月以降適用	
	4/100	左記以外
人	円	円
20	105,600	98,400
21-30	70,800	66,100
31-40	53,600	49,900

41-50	50,200	46,700
51-60	42,800	39,800
61-70	42,100	39,100
71-80	37,100	34,500
81-90	33,100	30,600
91-100	29,900	27,700
101-110	29,600	27,400
111-120	27,100	25,200
121-130	28,800	26,800
131-140	26,900	25,000
141-150	26,200	24,300

(注) 地域区分は別表第一の 1 (1) に同じ

- (6) 特定施設入居者生活介護の指定を受けた単独設置の軽費老人ホームで条例第 11 条第 6 項により生活相談員 1 名を配置しない場合 (入居者共通分)

取扱定員	令和 8 年 4 月以降適用	
	4/100	左記以外
人	円	円
20	81,400	76,000
21-30	54,800	51,100
31-40	41,400	38,600
41-50	40,600	37,700
51-60	34,800	32,300
61-70	35,300	32,700
71-80	31,100	28,800
81-90	27,700	25,700
91-100	25,000	23,300
101-110	25,100	23,400
111-120	23,200	21,500
121-130	25,200	23,400
131-140	23,600	21,800
141-150	23,000	21,300

(注) 地域区分は別表第一の 1 (1) に同じ

- (7) 他の社会福祉施設等を併設する特定施設入居者生活介護の指定を受けた軽費老人ホームで条例第 11 条第 1 項第 2 号の生活相談員を配置する場合 (入居者共通分)

取扱定員	令和 8 年 4 月以降適用	
	4/100	左記以外
人	円	円
10- 14	75,400	70,700
15- 19	50,700	47,500
20- 29	57,100	53,300
30	43,500	40,700

31- 40	33, 000	30, 700
41- 50	26, 600	24, 900
51- 60	22, 400	21, 000
61- 70	19, 400	18, 100
71- 80	17, 100	16, 000
81- 90	15, 300	14, 300
91-100	13, 900	13, 000
101-110	14, 600	13, 500
111-120	13, 400	12, 500
121-130	16, 200	15, 000
131-140	15, 100	14, 000
141-150	15, 100	14, 100

(注) 地域区分は別表第一の 1 (1) に同じ

- (8) 他の社会福祉施設等を併設する特定施設入居者生活介護の指定を受けた軽費老人ホームで条例第 11 条第 6 項により生活相談員 1 名を配置しない場合 (入所者共通分)

取扱定員	令和 8 年 4 月以降適用	
	4/100	左記以外
人	円	円
10- 14	27, 100	26, 000
15- 19	18, 600	17, 700
20- 29	33, 200	31, 000
30	27, 500	25, 800
31- 40	20, 800	19, 500
41- 50	16, 900	15, 900
51- 60	14, 400	13, 400
61- 70	12, 500	11, 700
71- 80	11, 100	10, 400
81- 90	10, 000	9, 400
91-100	9, 200	8, 500
101-110	14, 600	13, 500
111-120	13, 400	12, 500
121-130	12, 500	11, 600
131-140	11, 700	10, 800
141-150	11, 900	11, 100

(注) 地域区分は別表第一の 1 (1) に同じ

- (9) 特定施設入居者生活介護の指定を受けた軽費老人ホームで条例第 11 条第 1 項第 3 号の介護職員を配置する場合 (条例第 11 条第 1 項第 3 号イに定める一般入所者の加算分)

取扱定員	令和 8 年 4 月以降適用	
	4/100	左記以外

人	円	円
20	35,300	32,600
21-30	23,100	21,300
31-40	28,900	26,600
41-50	23,100	21,200
51-60	19,200	17,600
61-70	16,400	15,100
71-80	14,400	13,200
81-90	17,900	16,400
91-100	16,100	14,800
101-110	14,600	13,400
111-120	13,500	12,300
121-130	12,500	11,400
131-140	11,500	10,500
141-150	10,800	9,800

(注)地域区分は別表第一の1(1)に同じ

- (10) 特定施設入居者生活介護の指定を受けた軽費老人ホームで条例第11条第8項の介護職員を配置しない場合(条例第11条第1項第3号イに定める一般入所者の加算分)

取扱定員	令和8年4月以降適用	
	4/100	左記以外
人	円	円
20	12,400	11,700
21-30	7,700	7,200
31-40	17,300	15,900
41-50	13,800	12,700
51-60	11,500	10,500
61-70	9,800	9,000
71-80	8,600	7,900
81-90	12,800	11,800
91-100	11,500	10,500
101-110	10,500	9,500
111-120	9,600	8,700
121-130	8,800	8,000
131-140	8,200	7,500
141-150	7,600	6,900

(注)地域区分は別表第一の1(1)に同じ

備考

特定施設入居者生活介護の指定を受けた軽費老人ホームについては、サービスの提供に要する基本額(月額)は以下のとおりとする。

	サービスの提供に要する基本額 (月額)	備考
特定施設入居者生活介護の利用者	(5) ~ (8) のいずれかの額	(6) + (10)、(8) + (10) の組み合わせについては、一般入所者が30人以下の場合を除く。
上記以外の一般入所者	上記に(9)又は(10)を加えた額	

2 軽費老人ホームA型

(1) 軽費老人ホームA型単独設置の場合

取扱定員	令和8年4月以降適用	
	4/100	左記以外
人	円	円
50	119,900	110,400
51-60	101,000	93,000
61-70	86,800	80,000
71-80	76,100	70,100
81-90	73,200	67,400
91-100	66,000	60,800
101-110	65,000	59,800
111-120	63,500	58,300
121-130	62,400	57,300
131-140	61,300	56,300
141-150	62,900	57,700
151-160	59,500	54,500
161-170	58,900	54,000
171-180	58,300	53,500
181-190	57,900	53,100
191-200	55,100	50,600
201-210	55,400	50,900

(注) 地域区分は別表第一の1(1)に同じ

(2) 他の社会福祉施設等を併設している軽費老人ホームA型の場合

取扱定員	令和8年4月以降適用	
	4/100	左記以外
人	円	円
50	86,200	79,300
51-60	72,700	66,900
61-70	62,500	57,400
71-80	54,900	50,500
81-90	58,200	53,400
91-100	52,400	48,200
101-110	52,600	48,400

111-120	51,400	47,200
---------	--------	--------

(注) 地域区分は別表第一の1(1)に同じ

- (3) 特定施設入居者生活介護の指定を受けた軽費老人ホームA型の場合
(入所者共通分)

取扱定員	令和8年4月以降適用	
	4/100	左記以外
人	円	円
50	54,600	50,200
51-60	46,500	42,600
61-70	40,000	36,800
71-80	35,100	32,200
81-90	31,300	28,700
91-100	28,400	26,100
101-110	26,400	24,200
111-120	28,100	25,700
121-130	26,100	23,800
131-140	24,100	22,100
141-150	25,000	22,900
151-160	23,900	21,800
161-170	22,500	20,600
171-180	21,400	19,400
181-190	20,300	18,500
191-200	19,300	17,600
201-210	19,200	17,500

(注) 地域区分は別表第一の1(1)に同じ

- (4) 特定施設入居者生活介護を受けた場合軽費老人ホームA型の場合
(条例第11条第1項第3号イに定める一般入所者の加算分)

取扱定員	令和8年4月以降適用	
	4/100	左記以外
人	円	円
20	42,500	39,900
21-30	44,300	41,400
31-40	45,100	42,100
41-50	45,800	42,700
51-60	38,100	35,500
61-70	32,700	30,400
71-80	28,600	26,700
81-90	30,700	28,600
91-100	27,700	25,700
101-110	29,600	27,500
111-120	27,000	25,200

121-130	28,600	26,600
131-140	29,900	27,800
141-150	31,200	28,900
151-160	29,200	27,100
161-170	30,300	28,100
171-180	31,300	29,000
181-190	32,200	29,800
191-200	30,500	28,300
201-210	32,700	30,400

(注)地域区分は別表第一の1(1)に同じ

備考

特定施設入居者生活介護の指定を受けた軽費老人ホームA型については、サービスの提供に要する基本額（月額）は以下のとおりとする。

	サービスの提供に要する基本額 （月額）	備考
特定施設入居者生活介護の利用者	(3) の額	
上記以外の一般入所者	上記に (4) を加えた額	

別表第二 サービスの提供に要する費用のうち、加算額（入所者1人当たり月額）

地 域	加算額
・真庭市のうち旧4町村 （湯原町・川上村・八束村及び中和村） ・新庄村 ・鏡野町のうち旧上齋原村 ・津山市のうち旧阿波村 ・西粟倉村	軽費老人ホーム 520 円
	軽費老人ホームA型 880 円

別表第三

(1) 軽費老人ホーム

地 域	1人当たり月額
岡山市 倉敷市	54,374 円 ※11月から3月にあつては、2,270 円を加算する。

玉野市	51,804 円 ※11月から3月にあつては、2,150 円を加算する。
上記以外の 市 町 村	49,364 円 ※11月から3月にあつては、1,960 円を加算する。

(2) 軽費老人ホームA型

地 域	1人当たり月額
岡山市 倉敷市	63,244 円 ※11月から3月にあつては、2,270 円を加算する。
玉野市	60,144 円 ※11月から3月にあつては、2,150 円を加算する。
上記以外の 市 町 村	57,454 円 ※11月から3月にあつては、1,960 円を加算する。

第2 軽費老人ホームB型

1 基本利用料

軽費老人ホームB型における入所者1人当たりの基本利用料（月額）は、「サービスの提供に要する費用」及び「居住に要する費用」の合算額以下とする。

2 サービスの提供に要する費用（月額）の設定

サービスの提供に要する費用（月額）は、次のとおりとする。
27,100 円

3 居住に要する費用（月額）

居住に要する費用（月額）の設定にあたっては、施設の建築年次における施設整備費補助をはじめ、その他の公的補助の状況及び入所者数、その他の事情を勘案し、適切に行うよう努めること。

(参考)

○平成9年度以前に整備された施設

定員1人当たりの国庫補助基準面積×

(建築年度の建築基準単価+暖房基準単価) ×1/4×乗率

○平成10年度以降に整備された施設

実際の建築に要した費用／定員×乗率

〈乗率〉

耐火構造 0.00908

準耐火構造平屋建 0.01172

準耐火構造2階建 0.01038

4 その他

退去時における居室の原状回復に関する費用負担については、「現状回復をめぐるトラブルとガイドライン」（平成10年3月建設省住宅局・（財）不動産適正取引推進機構）を参考にすること。

附 則

この取扱規程は、平成21年3月30日から実施し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この取扱規程は、平成25年4月1日より施行し、平成25年度補助金から適用する。

附 則

この取扱規程は、平成27年3月19日より施行し、平成27年度補助金から適用する。

附 則

この取扱規程は、平成27年5月27日より施行する。

附 則

この取扱規程は、令和元年10月1日より施行する。

附 則

この取扱規程は、令和6年4月1日より施行し、令和6年度補助金から適用する。

附 則

この取扱規程は、令和8年3月30日より施行し、令和8年度補助金から適用する。

附 則

この取扱規程は、令和8年8月1日より施行する。